

【 投薬 】

485 P P I 製剤（内視鏡検査のない逆流性食道炎）の算定について

《令和7年3月31日》

○ 取扱い

内視鏡検査のない逆流性食道炎における次の場合の P P I 製剤の算定は、原則として認められる。

- (1) 初回投与時
- (2) 維持療法中

○ 取扱いを作成した根拠等

胸やけや呑酸などの患者の自覚症状により逆流性食道炎と診断することは、臨床上容易であり、必ずしも上部消化管内視鏡検査を必要としない。

以上のことから、内視鏡検査のない逆流性食道炎における初回投与時、維持療法中の当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。